

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災されたお客さま のガス工事費およびガス料金の特別措置について

平成 19 年 7 月 18 日
北陸ガス株式会社

このたびの地震により、被災されたお客さまに心からお見舞い申し上げます。

北陸ガスは、平成 19 年 7 月 16 日の地震発生により災害救助法が適用された当社供給区域のお客さま（長岡市）に対して、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、下記のとおりガス工事費とガス料金の特別措置を行うこととし、平成 19 年 7 月 17 日、関東経済産業局長に認可申請を行い、同日直ちに認可を受けました。

これは、被災された当社供給区域のお客さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくこと、特別措置を行うものです。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成 19 年 9 月 30 日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

2. ガス料金の支払期限 の延長

被災されたお客さまの平成 19 年 6 月分（支払期限日が 7 月 16 日以降となるもの）、7 月分および 8 月分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ 1 カ月間延長いたします。
ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して 30 日目の日。

3. 不適用月のガス料金の免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 カ月において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を申し受けいたしません。

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス(株)長岡支社 フリーダイヤル：0120-399-035

受付時間 8:30～17:10（土日祝日除く）

< 参考 >

北陸ガス供給区域

新潟市（新潟地区、豊栄地区、亀田地区）、長岡市（長岡地区）、
三条市（三条地区）、加茂市、田上町

以 上

< 報道機関からのお問い合わせ先 >
北陸ガス株式会社
総合企画グループ
TEL：025-245-2214